⑸　前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表した直近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。 ⑹　［略］ ⑺　当期乖離額累積額は、前期乖離額累積額に想定原価と実績費用の乖離額を加えた額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の想定原価と実績費用の乖離額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。 ⑻　［略］ ３．～５．　［略］	⑸　前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表した直近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送供給約款の料金を実施する場合は、零とすること。 ⑹　［略］ ⑺　当期乖離額累積額は、前期乖離額累積額に想定原価と実績費用の乖離額を加えた額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）において託送供給約款の料金を実施する場合は当該実施後の想定原価と実績費用の乖離額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送供給約款の料金を実施する場合は、零とすること。 ⑻　［略］ ３．～５．　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後のガス事業託送供給収支計算規則の規定は、令和二年一月一日以後に開始された事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。